

空き家を有効活用 してみませんか!?

問合せ 企画調整課 (Tel 23-7620)

市では、地域の担い手確保と地域活性化、人口減少対策などを目的に移住定住を推進する部署を令和4年度に新設し、新城市へ移住を希望される方からの相談窓口業務や新城市を知っていただくシティプロモーション活動などを行っています。

新城市を移住先または移住先候補地としている方の多くが「自然が豊か」、「車があれば海にも山にも都市部にも行きやすくて良い」といった魅力を感じています。

昨年度には、移住に関する相談が1年間で120件を超えたことから、新城市を移住先の候補地としている方は多くいることが伺えます。



首都圏で開催された
移住イベントで
賑わう新城市ブース

移住するためには「住まい」の確保が必要です。相談内容の多くが空き家探しです。
現在、市内に空き家は多くありますが、紹介できる空き家(物件)は少ない状況です。

空き家の状態が続くと…

空き家は、管理せずに放置すると、住みなくなった時に修繕が必要となる場合があります。また、野生動物が住み着き悪臭を漂わせたり、ゴミの不法投棄場所にされたり、建物の倒壊や崩壊、立木の枝のはみ出しによる近隣住民とのトラブルなど、所有者やその家族だけでなく、地域全体の大きなデメリットとなる可能性があります。

活用を検討してみては?

空き家となっている理由には、「仏壇があるから」、「愛着があるから」、「片付けができないから」、「親族の誰かが使うかもしれない」など様々です。

前述のように、移住を希望されている方の中に、空き家を必要としている方が多くいます。空き家を売買または賃貸して有効活用することを、住める状態(価値が

ある)のうちに一度検討してみたいかがでしょうか。

今後、空き家となってしまう可能性があると心配されている方は一度、市役所へご相談ください。

問い合わせ先

企画調整課 23-7620
都市計画課 23-7640

相談の流れ

①市(企画調整課または都市計画課)に相談

②市が協力事業所を紹介
※移住定住等支援協力事業者

③協力事業所との契約が成立後、市移住サイトに不動産物件情報が掲載される

④移住希望者とマッチング

移住サイト 「すぐ田舎すぐ都会」



▲ 移住サイト



▲ 移住サイト

空き家を放置しない事前対策 今からできることは？

空き家は放置される期間が長くなるほど老朽化が進み、売買または賃貸が難しくなります。

① 将来的なことも考えて、家族で話し合う

使用可能な家であっても、タイミングを逃してしまうと、結果的に利

活用できない空き家となってしまう場合があります。事前に家族と話し合いましょう。

② 家財を片付ける

空き家を売るまたは貸すなどする場合には、家財の片付けが必要となります。必要なものを整理し、不要なものは早めに片付けましょう。家財を処分できなくても、使用可能な家財であれば、次の住人次第では、そのまま売買することが可能な場合もあります。

お願い

地域の方で空き家の所有者へお声掛けしていただける場合は、「一度、市役所へ相談してみても？」と紹介していただけると助かります。ただし、空き家と言っても所有者の方の財産ですので、強要することはお控えください。

ゴミの不法投棄

草木の繁茂による ご近所トラブル

火災発生の恐れ

建物の 倒壊・崩壊

野生動物が 住み着く

不法侵入



新城市空き家利活用セミナー

移住相談から分かった空き家の必要性や、空き家の利活用の可能性などについて説明します。

日時 12月23日(月)

午後7時～午後8時

場所 市役所4階会議室

定員 先着60名

申込 申込フォームから12月16日(月)までに申し込んでください。



▲ 申込フォーム

空き家110番

空き家に関するお悩みに弁護士が電話でお答えします。相談は無料です(電話料金は相談者負担)。空き家に関するお悩みがある方は、この機会にご相談ください。

日時 12月6日(金)

午前10時～午後4時

電話 052・223・2355